

(第1回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年6月22日
契約業者名	株式会社ノバック 東京本店
契約業者の住所	東京都港区西新橋三丁目2番1号
工事の名称	R7国道20号八王子南BP大船寺田高架橋遮音壁工事
工事場所	東京都八王子市大船町～東京都八王子市寺田町
工事種別	一般土木工事
工事概要	遮音壁本体工 1式 支柱建込 約1,220m しゃ音板 約4,900m ² (透光板 約1,800m ² ・遮音板 約3,100m ²) 支柱回転防止ワイヤ(Φ8) 1式 支柱落下防止ワイヤ(Φ18) 1式 仮設工 1式
工期(自)	令和8年4月20日
工期(至)	令和9年3月31日
変更前の契約金額	¥633,270,000
変更金額	¥4,180,000
変更後の契約金額	¥637,450,000
変更理由	1. 新積算基準特例措置の適用 本工事は、『令和8年4月より適用する「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」等に係る取扱いについて(令和8年2月27日付け国会公契第19号、国官技第478号、国道国技第194号及び国北予第28号)』に基づく対応が可能な工事である。 令和8年4月7日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第62条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。